

会議記録

会議名称	令和5年度第2回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会
日時	令和6年2月20日(火) 午後7時00分～午後7時42分
会場	杉並区役所 西棟6階 第4会議室
出席者	<p><委員></p> <p>玉村会長、中田委員、安藤委員、石黒委員、大久保委員、野積委員、 村本委員、稲葉委員、八木委員、真砂委員、山崎委員、中村委員、脇坂委員、 山田委員、市村委員、手島委員、阿部委員、松村委員、奥村委員(遅参)</p> <p><区側></p> <p>保健福祉部長、国保年金課長</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・席次表 ・委員名簿 ・諮問文(写) ・説明資料 <p>1 令和5年度第2回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料</p> <p>2 杉並区国民健康保険第三期データヘルス計画及び第四期特定健康診査等 実施計画の策定について</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 諮問事項の審議</p> <p style="padding-left: 40px;">令和5年度諮問第2号</p> <p style="padding-left: 40px;">令和6年度国民健康保険料率等の改定について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p style="padding-left: 40px;">杉並区国民健康保険第三期データヘルス計画等の策定状況について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、会を始めさせていただきます。</p> <p>国民健康保険事業の運営に関する協議会の会長をしております、民生児童委員の玉村と申します。本協議会の円滑な運営と活発なご議論を頂ければと思っております。各委員の皆様、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、保健福祉部長からもご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>保健福祉部長</p>	<p>こんばんは。保健福祉部長の井上です。本日はお忙しい中、第2回国民健康保険事業の運営に関する協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。改めまして、皆様方には、杉並区の国民健康保険事業の運営に一方ならぬご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、皆様ご承知のこととは思いますが、国民健康保険は誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険を支える基礎的医療保険制度として、重要な役割を果たしております。ここ数年は新型コロナの影響を大きく受け、我々は生活リズムも大きく変わることを余儀なくされました。とりわけ医療の現場に大きな影響を及ぼしており、自治体の国民健康保険事業にも医療費の増加という形で大きな影響を与えておりました。その影響から抜け出す間もなく、現在はインフルエンザが猛威を振るっているという状況でございます。</p> <p>また、国の制度設計に基づく社会保険の適用拡大が進んでいることなどによりまして、労働者層の社会保険への移行が進んでおり、被保険者数の減少と加入者の高齢化がさらに加速し、国保に係る周辺状況はより一層厳しさを増している状況でございます。</p> <p>このような状況もご理解いただきつつ、本日の運営協議会におきましては、令和6年度国民健康保険料等の改定についてお諮りするものでございます。</p> <p>諮問内容をご審議いただき、原案どおり答申を賜りますようお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは最初に、本日の出席委員数、委員定足数などについて報告をお願いいたします。</p>
<p>国保年金課長</p>	<p>本日は、委員定数20名のところ18名のご出席を頂いており、杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条に規定する定足数を満たしておりますことをご報告いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p>

	<p>それでは、配付資料の説明をお願いいたします。</p>
	<p>(資料の確認)</p>
会長	<p>皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本協議会の審議経過を議事録として記録する必要があるため、発言を録音させていただきますのでご了承ください。</p> <p>また、ご発言の際には挙手をお願いいたします。私から合図し、職員がマイクをお持ちしますので、お名前を言っていただいてからご発言をお願いします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第9条による会議録への署名委員を決めたいと存じます。慣例に従いまして、私から指名するというところでよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>異議がございませんでしたので、私から指名させていただきます。</p> <p>私のほかに被保険者代表の石黒晴一委員、保険医または保険薬剤師代表の山崎靖委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の(1)諮問事項の審議に入らせていただきます。</p> <p>令和5年度諮問第2号「令和6年度国民健康保険料率等の改定について」を上程いたします。</p> <p>諮問内容につきましては、区からご説明願います。</p>
国保年金課長	<p>それでは、私から諮問事項についてご説明いたします。恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。</p> <p>ご審議いただきます諮問事項は「令和6年度国民健康保険料率等の改定について」でございます。具体的改定内容は5点ございますので、順にご説明いたします。</p> <p>まず1点目でございますが、令和6年度国民健康保険料率等の改定でございます。恐れ入りますが、「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料」の3ページを御覧ください。</p> <p>まず、保険料設定の基本的考え方をご説明いたします。3ページ上段の1「令和6年度 特別区国民健康保険基準料率等の設定について」を御覧ください。</p> <p>国民健康保険料は、都が示す納付金を参考に算定することとしております。この納付金は令和6年度に区が都に納付するもので、都はこの納付金を受けて保険給付に必要な費用を各区に交付することで、都内の国民健康保険に係る医療給付等を賄うものでございます。そのため、基本的考え方では、この納付金</p>

を全ての被保険者が応分にご負担いただくよう、保険料を設定することとしております。

また、保険料の設定に当たっては、国保制度改革に伴う特別区の対応方針のとおり、23区統一基準で対応することとしております。併せて、令和8年度で納付金の100%を賦課総額にすることを目指し、介護納付分の所得割率については、令和6年度からは23区統一の基準保険料率を示すこととし、ロードマップ達成時期である令和8年度までの期間を経過措置期間とすることといたしました。

次に、これらを踏まえた令和6年度基準保険料率算定の基本的な考え方をご説明いたします。協議会資料3ページ中ほどを御覧ください。

令和6年度保険料の算定に当たっては、激変緩和措置と単年度負担抑制策、介護納付分の所得割率の設定において、保険料の抑制を図ることとしております。

それでは、保険料抑制策の3点についてご説明いたします。

まず、激変緩和措置の延長についてですが、恐れ入りますが、協議会資料の8ページの参考資料2を御覧ください。

激変緩和措置は、平成30年度から令和5年度までの6年間で期間とし、保険料の急激な上昇を抑制するため、納付金の一定割合を保険料算定の対象とせず、区で負担することで保険料の抑制を図るものでした。この措置を令和8年度まで延長する計画に変更しております。

参考資料の右側「激変緩和と法定外繰入縮減イメージ図」を御覧ください。水色に塗られた部分が激変緩和を表しております。平成30年度は納付金の6%、約12億円を区が負担し抑制を図った結果、1人当たり保険料額は15万5,000円となっております。その後、令和元年度は納付金の5%、約10億円と1%ずつ減少し、令和6年度で激変緩和措置を終了するイメージを記載しております。実際は、こちらは令和8年度で終了することとなっております。その結果、令和6年度は納付金を98%に抑制して算定しております。

次に、単年度負担抑制策についてご説明いたします。協議会資料の3ページにお戻りください。

これは新型コロナウイルス感染症の拡大により医療費が増大し、それにより納付金が増となっていることから、単年度の抑制策として当該増分を保険料に転嫁しないよう区が負担し、保険料の抑制を図るものでございます。

併せて、財政安定化基金取崩額償還のため、令和6年度納付金に加算された額についても保険料に転嫁しないよう区が負担し、保険料の抑制を図っております。これにより、激変緩和措置と負担抑制策を合わせて、納付金の医療分を93.5%に縮減しております。全体として、下段の表の激変緩和率にありますとおり、94.9%相当に納付金を縮減し保険料の抑制を図るものでございます。

次に、杉並区の介護納付金分の所得割率についてご説明いたします。

令和5年度まで各区で定めてきた介護納付金分の所得割率について、ロードマップ達成時期の令和8年度に向け、令和6年度から特別区で料率が示されましたが、令和8年度までは各区での設定も可ということになっております。そこで保険料全体の急激な上昇を抑えるためにも、令和5年度の料率を据え置きました。

協議会資料4ページの中段「令和6年度の杉並区保険料率」を御覧ください。

以上の点を踏まえて、令和6年度の杉並区保険料率は、医療分で均等割額4万9,100円、所得割料率8.69%、支援金分で均等割額1万6,500円、所得割料率2.80%、介護分で均等割額1万6,500円、所得割料率2.20%に設定するものでございます。医療分、支援金分、介護分を合わせた全体では、均等割額8万2,100円、所得割率13.69とするものでございます。

以上が保険料率の説明でございます。

次に、第2点目として、「保険料の賦課限度額」の改定についてご説明いたします。協議会資料の4ページ上段を御覧ください。

保険料の賦課限度額は、賦課する年間の保険料の上限を定めるものでございます。限度額の設定に当たっては、被用者保険とのバランスを考慮し、賦課限度額を超過する世帯が1.5%に近づくよう、段階的に引き上げる運用上のルールが設定されております。

今般、国民健康保険法施行令において賦課限度額が変更となったのに伴い、その額に変更するというものでございます。具体的には、医療分と介護分は前年度と同額で変更せず、支援金分については賦課限度額を2万円引き上げるものでございます。

以上が賦課限度額の説明でございます。

次に、第3点目として、「保険料軽減に係る条例改正」についてご説明いたします。協議会資料の5ページ上段を御覧ください。

国民健康保険では、低所得世帯を対象に、世帯の所得金額が判定基準額を下

回った場合には、その世帯の保険料均等割額を一定割合減額にする制度がございます。これについて、今般、国民健康保険法施行令の改正により判定基準額の変更がありましたので、それに伴い減額する額を改定するものでございます。

一例を申し上げますと、表中「令和6年度(案)」の一番上、基礎賦課額に係る軽減額の7割のところを御覧ください。今回、医療分の均等割額が4万9,100円としておりますので、その7割分、すなわち3万4,370円を減額するというものでございます。基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額それぞれについて、7割、5割、2割の減額割合に従って減額する額を新たに定めるものでございます。

次に、4点目として「未就学児の被保険者均等割額の減額」についてご説明いたします。同じ5ページの下段を御覧ください。

これは子育て世代の経済的負担を軽減する観点から令和3年9月に国民健康保険法が改正され、納付義務世帯に6歳までの未就学児がいる場合、当該未就学児に係る保険料均等割額を2分の1に減額するというものでございます。こちらについても、今般、均等割額を変更することから、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額それぞれについて、均等割額を変更するものでございます。

下段の表を御覧ください。

令和6年度保険料均等割額の変更に伴い、「ア」から「エ」の各区分で額を新たに定めるものでございます。

最後に、5点目として「出産被保険者の保険料の減額に係る条例改正」についてご説明いたします。協議会資料の6ページを御覧ください。

これは出産時における保険料負担の軽減を図るため、国民健康保険法施行令が一部改正されたことにより、産前産後期間の保険料軽減について、令和6年1月から施行されたものでございます。こちらについても、今般、均等割額を変更することから、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額を変更するものでございます。

上段の表を御覧ください。

令和6年度保険料均等割額の変更に伴う「ア」から「エ」の各区分で、額を新たに定めるものでございます。

以上5点について、条例各号において改正または追加する必要があり、今回諮問するものでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

	す。
会長	ありがとうございます。 それでは、ただいま説明のあった諮問事項について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
委員	賦課限度額が医療分 65 万円、それと介護分 17 万円。これは前年と同額ですけれども、支援金分が 22 万円から 24 万円になっています。この 65 万円というのは、何年間据え置きでしょうか。
国保年金課長	3 年間据え置きです。
委員	3 年間据え置きですか。65 万円という金額も高いのですけれども、これを上げて、ほかのところを少し下げるといことはできないのですか。65 万円という世帯は、杉並区では何%ぐらいあるのですか。
国保年金課長	パーセンテージまでは把握していませんけれども、一応それぞれに、先ほどご説明いたしましたとおり、国の方で国民健康保険法施行令というのを改正しております、賦課限度額に該当する世帯を 1.5%に近づけるように運用するというルールになっておりますので、国の方でそういう形で決めているものでございます。
委員	65 万円という限度額は杉並区だけですか。
国保年金課長	国が決めておりますので、杉並区だけではございません。
委員	ほかの区も 65 万円が限度額ということですか。
国保年金課長	おっしゃるとおりです。
委員	ありがとうございます。
会長	ほかにご質問はございませんでしょうか。
委員	何点かお聞きしたいのですけれども、来年度も保険料が値上げとなるという状況だと思います。来年度の保険料値上げ及び均等割の値上げについては何年連続となるのか、伺いたいと思います。
国保年金課長	保険料の値上げは平成 22 年度以降 15 年連続でして、均等割の値上げは平成 15 年度以降 22 年連続となっております。
委員	分かりました。毎年改定するたびに値上げとなるという状況だと思うのです。国保制度については厚労省が構造的問題と分析をして、年齢構成が高い、医療費水準が高い、一方で所得水準が低い、保険料負担が重いという問題を指摘してきたと思うのですけれども、こういった課題が解決されていない状況です。 国保制度の構造的問題が解決されずに、コロナ禍について物価高騰が継続す

	<p>る中で、来年度も保険料負担が増加するという事は住民生活にも大きな影響が生じると思いますが、区としてどのような問題意識を持っているかをお聞きしたいと思います。</p>
国保年金課長	<p>来年度の国民健康保険料につきましては、委員のおっしゃいましたとおり、国保加入世帯の減少や医療の高度化等に伴って1人当たりの年間療養給付費が増えております。それに伴って、被保険者の保険料負担も大きく増加しているものと認識しています。また、被保険者の皆様においては、物価高騰なども相重なって厳しい生活を強いられているということも認識をしております。</p> <p>保険料負担が年々上昇していることは区としても非常に大きな課題であると考えておまして、この間、全国市長会や特別区長会などを通じて、国や都に財政支援の拡充を求めているところでございます。</p>
委員	<p>分かりました。特別区長会の話が出たのですけれども、杉並区としてどのような具体的な働きかけとか取組をしているのか、確認したいと思います。</p>
国保年金課長	<p>今年度、特別区長会では、国保制度について中・長期的な視点から課題の検討を行うとともに特別区としての提言等を取りまとめるために、国民健康保険制度に関するプロジェクトチームを立ち上げまして、国に対し「国民健康保険制度の見直しに関する提言」を行いました。</p> <p>その際、各区にアンケートを取っているのですけれども、杉並区はそれに対し「構造的課題により保険料負担が上昇しており、制度の抜本的な見直しが急務と考える」と回答しております。</p>
委員	<p>特別区長会としても恐らく問題意識を持って様々な形で働きかけをしていると思うのですけれども、なかなか抜本的な改善がなされないまま、現場ではどんどん保険料が引き上がっていくという状況だと思うのです。</p> <p>特に私が深刻だなと思っているのは、平成30年から国保制度改革が行われているのですけれども、この改革によって保険料の問題は改善しているのかといいますと、決してそうではないと思うのですね。2018年度から切り替わったときに、杉並区に様々な形で検討していただいて試算を出したのですけれども、実際の国庫支出金及び都からの歳入が増えているかといいますと、19億円減っているという試算が出されました。これは議会で区も答弁されたのですけれども、やはり、こういった制度改革としながら、改革が6年経過しても、制度が抱えている根本的な問題が全く改善されない。毎年度保険料負担が増え続けるということ自体も問題だと思うのですけれども、その点について区はどのよう</p>

	<p>な問題意識を持っているのかを確認したい。</p> <p>あと、今回6年間の激変緩和措置を2年間延長するという事は重要だと思うのです。延長せざるを得ないと思うのですけれども。ただ、負担抑制効果にも限界がありますし、この激変緩和が終了するときにはそれこそ大幅な値上げとなる事態だと思うのですが、その辺りについても問題意識を伺いたと思います。</p>
国保年金課長	<p>先ほど委員ご指摘の、国庫と都の支出金が19億円の減というお話ございましたけれども、こちらにつきましては国保制度改革により会計科目に大きな変更があったということも併せて答弁をしているかと思えます。</p> <p>国保制度については先ほど来申し上げておりますが、保険料負担が上昇しております、非常に大きな課題を抱えているものと認識しております。そのため、引き続き全国市長会や特別区長会など広く機会を捉えて、国や都に対し財政支援の拡充を粘り強く訴えてまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>分かりました。この間、特別区の統一保険料方式で、23区横並びで決めていくという状況になっていると思うのです。ただ私、昔、令和3年3月2日に、特別区長会の事務局と杉並区の当時の国保年金課長と懇談する機会を持ったのです。その席上で、区長会事務局からは「統一保険料方式のメリットについては、特にメリットに上げられるものはない」と率直な意見が出されました。</p> <p>これまで統一保険料方式を取ってきた経緯と広域化を踏まえての対応ということが杉並区も答弁として示されているのですけれども、23区のうち基準保険料率の水準を参考に、自治体独自に対応している区もあると思います。その点を伺いたい。</p> <p>あと、率直に言って、統一保険料方式に縛られず、区独自に保険料額を引き下げるということも可能ではないのかと思うのですが、その点についてまとめてお聞きしたいと思います。</p>
国保年金課長	<p>23区のうち、統一保険料方式を取っていない区ということで3区ございまして、中野区と江戸川区と千代田区については統一保険料方式を設定しておりません。</p> <p>保険料については、特別区長会の合意に基づきまして統一保険料方式を設定しています。</p> <p>杉並区におきましては区独自に保険料額を引き上げることは考えておりませんが、今回も介護分について2.20%と据え置きをしましたように、負担</p>

	抑制は図っていきたいと思っております。
委員	<p>2.20 というのも、もう少し前は料率自体もっと低かったと思うんですね。そういった点も含めてもう少し検討の余地があったのかなど。区が努力をしていないというわけではないですけども。</p> <p>立川市の国保運営に関する協議会で、1月17日に来年度の国保料について値上げを据え置くという答申を出したそうです。これは条例が通っていない状況なので、もしこの条例が通った場合、立川市は5年連続の保険料据え置きということになると思います。さらにその答申で、子どもの均等割についても、2022年度から未就学児の均等割を5割軽減、5割にしているので、さらに市としても来年度から残りの5割部分を独自に減免して、負担増をなくすということが答申されているそうです。</p> <p>こういった保険料の値上げに対して据え置く決断をした自治体、独自にさらなる均等割負担軽減に取り組む自治体もあると思います。こういったことについて都内ではどのような状況なのかを伺いたいのと、こういった自治体の取組も参考にして、保険料負担軽減に向けてあらゆる努力を尽くしていただきたいと思いますが、その点を伺って終わります。</p>
国保年金課長	<p>来年度につきまして都内市町村部の保険料据え置きや、保険料を上げるなど、そういった対応はまだ把握していないところですが、子どもの均等割については、令和5年度独自に軽減措置を実施している市は武蔵野市など、6市がごさいます。</p> <p>次に、そういった自治体を参考にして検討したらどうかという委員のご指摘ですけども、私どもは国保制度の安定化を図るため、今後も引き続き国や都に財政支援を粘り強く求めてまいりたいと考えております。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、これでお諮りいたします。</p> <p>それでは、令和5年度諮問第2号「令和6年度国民健康保険料料率等の改定について」を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>少々お待ちください。ちょっと手順が違ったようです。</p> <p>では、よろしく申し上げます。</p>
委員	すみません。賛否でもよかったのですけれども、反対の立場なので1点だけ言っているのですか。

	<p>令和6年度の国保料の改定について、杉並区として国や都に対して財政支援を求める等、住民の負担軽減に取り組む姿勢は重要と考えます。ただ、物価高騰が継続する下で、大幅な保険料負担増は被保険者の生活にとって深刻な影響を与える可能性があります。その点で、今回の保険料率の改定には課題があると考えまして、さらなる負担軽減に向けた努力を求める立場から本改定には反対しますので、よろしければ賛否の表決を改めて採っていただければと思います。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>では、改めてお伺いします。</p> <p>令和5年度諮問第2号「令和6年度国民健康保険料率等の改定について」を承認することに賛成の方は挙手願います。</p>
	(挙手多数)
会長	<p>挙手多数ですので、令和5年度諮問第2号「令和6年度国民健康保険料率等の改定について」につきましては、原案を適当と認める旨、区長に答申することといたします。</p> <p>それでは、事務局から答申文(案)を配付してください。お願いいたします。</p>
	(答申文(案)配付)
会長	<p>答申文(案)はお手元に届きましたでしょうか。</p> <p>それでは、事務局から朗読をお願いいたします。</p>
国保年金課長	<p>令和6年度国民健康保険料率等の改定について(答申)</p> <p>令和6年2月20日付け5杉並第61504号により、当協議会に対し諮問のあった「令和5年度諮問第2号 令和6年度国民健康保険料率等の改定について」について、下記のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>原案を適当と認める。</p>
会長	<p>答申文(案)に異議はございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>異議がないようですので、案のとおり答申書を区長へ提出いたします。</p> <p>以上で、諮問事項の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、議題の(2)報告事項になります。</p> <p>事務局から「杉並区国民健康保険第三期データヘルス計画等の策定について」、報告してください。</p>

国保年金課長	<p>私からは、「杉並区国民健康保険第三期データヘルス計画及び第四期特定健康診査等実施計画」の策定についてご報告いたします。恐れ入りますが、着座にてご説明いたします。</p> <p>かがみ文を御覧ください。</p> <p>昨年12月1日に、杉並区国民健康保険第三期データヘルス計画及び第四期特定健康診査等実施計画（案）を公表いたしまして、区民等の意見提出手続、いわゆるパブリックコメントを実施した上で計画を策定いたしましたので、報告するものでございます。</p> <p>まず1のパブコメの実施状況ですが、実施期間、公表方法については、資料に記載のとおりでございます。</p> <p>(3)の「意見提出手続実績」でございますが、計1件、延べ1項目の意見を頂いております。提出された意見の概要と区の考え方につきましては、別紙1を御覧ください。こちらの表に意見概要として出された意見、そしてそれに対する区の考え方を右側に整理してございます。</p> <p>続きまして、別紙2を御覧ください。こちらは計画の修正したものの一覧でございますが、区民等の意見による修正を行なったものはなく、より適切な記述に修正など、その他の修正が54件でございます。</p> <p>続きまして、修正した計画につきましては別紙3でございます。</p> <p>かがみ文にお戻りいただきまして、今後のスケジュールでございますけれども、3月に「広報すぎなみ」、区のホームページで策定した計画を公表してまいります。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の3「その他」として、事務局から何かございますか。お願いいたします。</p>
国保年金課長	<p>会長、すみません。データヘルス計画のほうは質問等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>このたびは自治体側も国保側もデータヘルス計画、特定健診実施計画の策定ということで、私ども職域の健康保険も同じようにデータヘルス計画と特定健診の実施計画を策定しているのですけれども、今回、杉並区さんの計画について、今期と来期ですね、実際どこに力を入れたか、具体的にあれば教えていただくと助かるのですけれども。よろしく願います。</p>
国保年金課長	<p>特定健診につきましては引き続き取り組んでいくという形なので、前のもの</p>

	<p>はどんな特色があったかというよりは、引き続いて取組を進めてまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。私どもも今期と来期ということで、漫然と計画を進めるということではなくて、特に力を入れなければいけないということで、今課題となっているのが、自治体と職域との連携が課題になっていると思います。</p> <p>私ども立正佼成会は杉並区の皆さんには大変お世話になっておりまして、ご理解、ご協力を賜っていますことを、この場をお借りしましてお礼申し上げます。私ども職員にも、杉並区民がかなりおります。その中で何かの形で私どもの健保組合と、私どもの健保組合ではなくて、また電子回路健保さんとか、職域の健保保険と国保側と何らかの形で協力できるような制度づくりの場を1つ設けていただくとありがたいなということで、要望ということでお願いさせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ほかにはいらっしゃいますか。</p> <p>それでは、さっきのところに戻りますが、第3「その他」として事務局から何かありますか。</p>
国保年金課長	<p>先ほど議事録署名委員に選任されました石黒委員、山崎委員には、議事録が完成しましたら事務局から依頼に伺いますので、署名をお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、本日の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、これもちまして閉会といたします。皆様、ご協力ありがとうございました。</p>